

出先行政機関におけるサービス圏域の基礎特性

(鹿児島県、大分県の事例)

正会員 ○萬家 斎 2)
友清 貴和 1)

- 地域コミュニティ施設の変容と利用運営の広域的再編に関する研究 -

1. 研究の背景・目的

地域住民(利用者)に対して最も身近な地域サービス施設は、そのサービスを均一かつ均質に供給することが望ましい。さらに、地域施設を効率よく運営し機能させるためには、施設の機能・サービスといった内容と住民の生活圏を把握し、施設配置する際には合理的な認識・判断のもとに施設圏域(施設・サービスの受益範囲)を設定することが必要である。今後、公的介護保険制度の導入による保険者単位の設定や自治体の財政難など、各市町村単独での施設設置や事業は困難であり、より広域的に地域サービスを供給していくことは必至である。

本研究は、このように広域的な利用や運営が予測される施設の圏域を設定したり、市町村合併を計画する際に必要な知見を得るために、地域サービスの中でも最も住民に身近である行政サービスについて、合同(総合)庁舎の存在やサービスの運営主体の違いによる圏域形成の広がりや現況や圏域構成のメカニズムを把握することを目的としている。

2. これまでの研究経過概要

一連の研究で、生活圏として市町村同士の結びつきを捉えるには、動的な指標として従来活用されてきた通勤通学

圏だけでなく、多くの施設・サービス圏域の重なりを分析することで、より生活の実態を反映することが可能である。結果的には、市町村同士は非常に結びつきやすいものの結びつきにくいものがあり、市町村同士の「結合力」や「類縁性」といった新しい概念を導入すれば、この関係を数量化することが可能であることも今までの知見として得ている。今後、自治体の広域的な行政サービス供給・利用の指針となるよう、行政の機構や現状を分析する必要がある。

3. 研究の方法

・分析対象の地域と施設・サービス項目

これまで大分、宮崎、鹿児島県の3県について圏域形成の特徴の分析を行ってきたが、本稿では中でも地方振興局という独自の行政システムを有する大分県(58市町村)と、歴史的に独自の行政区画の編成をたどり、複雑な市町村の結びつきを示した鹿児島県(本土のみの71市町村)について、施設・サービス項目、出先行政機関と関係や基本特性の分析を行う。調査・分析対象の施設・サービス項目は市町村の集合体によって構成されている施設圏域とし、過去の調査資料から抽出し分析する。

※今回、サービスが区域・圏域のみで施設・組織を有しないものは分析対象から除外する。

【表-1】調査・分析施設・サービス項目について

鹿児島 大分	組織・サービス範囲	区域・圏域	主な圏域設定理由	基準圏域
○	国の機関	社会保険事務所 公共職業安定所 税務署 地方家庭裁判所 簡易裁判所 法務局	交通の便、人数等 施設数後、区域分け。人口、労働・求職者数。利用可能範囲の最大化 人口、交通、昔からの行政区域の活用、大蔵省 最高裁判所の決定 最高裁判所の決定	郡単位は意識しない バランス 昔からの行政区域 郡単位は意識しない 郡単位は意識しない
○	県の機関	県税事務所 福祉事務所 保健所 農業改良普及所 養蚕指導所 畜産保健衛生所 土木事務所 児童相談所 警察署 教育事務所 病虫防除所 中小企業労働相談所 農林事務所 食肉衛生検査所 耕地事務所 地方振興局	施設の機能的側面、昔からの生活圏 人口10万人に対して1つ、社会福祉事業法 人口10万人に対して1つ 農業人口、耕地面積、経済圏、交通/国の指導、先に定員設定 地理的要因、人口/地方振興局に併設 家畜頭数/一部は地方振興局に併設、施設は単独 基本的に郡単位、庁舎からの距離・アクセス/商業圏域の影響 距離的要因、児童福祉法；人口150万人→B級 人口、交通、犯罪件数 学校数、生徒数、職員数のバランス、昔からのしがらみ 農業改良普及所に併設 条例により労働事務所・総務課内に設置 総務課内、労働者規定 種物防疫法第32条 土地改良法 人口・面積・交通、自然的・社会経済的諸条件 公職選挙法 歴史的な地域のつながり、地理的条件	郡単位 市単位/地方振興局 ある程度の市郡単位 地方振興局 市郡単位/複数の地方振興局 市郡単位 郡単位/地方振興局 郡単位は意識しない 郡単位 市郡単位、生活圏 地方振興局 地方振興局
●	市町村の機関	消防組合 ごみ焼却施設 し尿処理施設 火葬場	財政的、人員的、歴史的つながり 施設の立地条件、収集運搬効率 施設の立地条件、収集運搬効率	市町村単独or一部事務組合 市町村単独or一部事務組合 市町村単独or一部事務組合
●	法人の機関	国民金融公庫 商工会議所・商工会 医師会	商工会議所(10市)、商工会(他市町村単位) 行政(区域)とは関係ない。 2次医療圏、医療法(5年毎に見直し)、地域による医療格差の是正	市郡単位
●	私的(民間)の機関	JA NTT(営業所) 宅配便(宅ト送) 宅配便(宅ト送) 九州電力	経済圏、行政区域の一致するところ、利用度、貯金量 支店を配置し、その後区域分け、工事できる範囲 行政区域単位、営業範囲、 貨物輸送ルート(レール、道路など) 行政単位、自動交換機 商圏、市場整備統合委員会が区割り、知事が認可 過去のバス事業単位(貸切事業区域)の活用	(将来)市郡/地方振興局 市場拠点(中心) (将来の希望)地方振興局

○...分析対象項目
●...第5章以降、非分析対象項目

(鹿児島) / (大分) 「/」なし...共通

*地方振興局は大分のみ

1) 鹿児島大学教授・工博 2) 同大学院生

4. 運営主体による施設・サービス項目

国、県、市町村や法人、民間が運営の主体となる機関について、過去の調査資料から各項目の主な圏域設定理由や基準とする圏域を【表-1】に示す。

国の機関は、圏域を設定する際の基準として既存の行政区域をあまり意識せず、各施設・サービス項目の内容・特徴に応じて、地域バランス等を考慮しつつ独自の圏域を形成している。

県の機関は、各施設・サービス項目とも基準圏域を市・郡単位とするものが多く、管轄部署の各事情による設定理由の違いが見られた。また、二県の違いとして大分県の基準圏域で地方振興局の存在がある。この地方振興局とはH2年、前身の県事務所に労働・農林等の様々な県の業務を分掌して、地方振興の核となるべく設置された施設であり、市郡地域を所轄するものとし、各業務のついて管理・指導を行っている県の出先行政機関である。鹿児島県における同様の機能を有する機関としては、県合同庁舎である。しかし、その行政形態・圏域は異なっている。このことについては、次章で述べる。

市町村の機関は、各サービス項目は業務の内容が住民生活に密着しており、歴史的な地域のつながりや効率・立地条件をもとに各市町村が協議し一部事務組合を形成し、共同で運営しているものが多い。また、市町村単独で自前の施設を有しているところもあり、このことは自治体の規模や財政状況、各地域が抱える思惑や事情など複雑な要因が大きく関わっていると思われる。

法人の機関においては、行政区域とは関係ないもの、業務内容から地域に密着し、市町村や市郡単位に圏域を設定し、公的なサービスを提供するものと様々である。

民間（私的）の機関においては、サービスの内容が住民生活に近いことから、行政区域のとらわれず狭い範囲で圏域を形成しているものが多い。また、合理化を推進しているJAや、公的な福祉サービスとして需要の高い患

者等輸送タクシーは、将来の姿として市郡や地方振興局単位に収められていくよう現在、調整中である。

このように各運営機関により主な圏域設定の理由や基準とする圏域の違いや特徴が明らかとなった。

5. 出先行政機関の基本特性

5-1. 出先行政機関の設置場所と所轄範囲

大分県と鹿児島県の出先機関の設定形態の違いとして、大分県（地方振興局）が所轄範囲が規定されているのに対し、鹿児島県の合同庁舎自体の所轄範囲というものはなく、入居している組織・部署により所轄範囲が異なる。本章では、大分県の出先機関である地方振興局、鹿児島県ではすべての合同庁舎に入居している土木事務所を合同庁舎の所轄範囲とし、人口や面積、施設所在地の位置など基本的な特性を見ていく。

【図-1】【表-2】に示す大分県は、ほぼ市郡単位で12の所轄範囲に分けられ、人口規模が46万人で最大の大分地方振興局から人口規模3万人弱の西高地方振興局とその規模は様々で構成されている。

各地方振興局の局舎の所在地について見ていくと、所轄範囲内で人口規模が最大の市町村に局舎が所在しているところがほとんどで、人口の集中度も50%を超えているところが多い。しかし、別杵速見地方振興局は所轄範囲内で人口最大の別府市ではなく、人口集中度が約13%の日出町に局舎が所在している。別杵速見地域で中心的な都市である別府市は、観光中心の都市で施設も過密な状態で、県の中心である大分市に隣接していることから、行政サービスの分散や所轄範囲内の位置の中心性を考慮し、日出町に局舎を設定したものと思われる。所在地の位置はほぼ中心ものが多いが、中津下毛地方振興局の豊後高田市は、所轄範囲内で北端にあるが人口規模から中津下毛地域の中心であるため設定されている。また、西高地方振興局、東国東地方振興局などは所轄範囲の中



【図-1】大分県の地方振興局の所轄範囲

【表-2】大分県の地方振興局の概要

No.	地方振興局名	所在地	人口(人)	世帯数	面積(km ²)	市町村数	人口1位	集中度	世帯1位	集中度	面積1位	集中度	中心性(N-S)	中心性(W-E)
1	大分地方振興局	大分市	460446	163606	766.6	5	○	91.27%	○	92.30%	○	46.78%	○	A.(表側)...
2	臼杵地方振興局	臼杵市	77601	28817	280.40	3	○	47.91%	○	46.65%	○	54.13%	○	○
3	佐伯南誌地方振興局	佐伯市	37127	12044	151.81	9	○	58.02%	○	59.92%	×	(2/9)	○	×
4	竹田東人地方振興局	竹田市	51689	18156	167.29	4	○	61.74%	○	66.06%	○	42.03%	A.	×
5	大野地方振興局	三良町	18972	6688	200.83	8	○	31.97%	○	33.58%	○	21.84%	○	○
6	東国東地方振興局	国東町	36011	13387	324.47	5	○	37.44%	○	36.51%	○	34.59%	○	×
7	別杵速見地方振興局	日出町	14842	5144	112.25	4	○	12.97%	×	(2/4)	○	10.97%	×	(4/4)
8	玖珠九重地方振興局	玖珠町	183043	66478	432.16	2	○	86.78%	○	86.78%	○	86.78%	○	○
9	日田地方振興局	日田市	20217	6095	286.6	6	○	61.80%	○	62.60%	○	51.38%	A.	A.
10	中津下毛地方振興局	中津市	80432	24330	666.10	6	○	79.66%	○	81.82%	○	40.41%	○	○
11	西高地方振興局	豊後高田市	66870	23782	55.54	4	○	77.02%	○	79.58%	×	(4/5)	×	(表側)...
12	宇佐南誌地方振興局	宇佐市	26898	10247	282.87	4	○	65.07%	○	63.97%	○	49.30%	○	×
		宗像市	64888	21704	436.02	3	○	78.09%	○	77.84%	○	49.60%	×	(表側)...

※平成5年10月1日現在
 ×(順位/市町村数) ○(ほぼ中心) △(大まか中心) ▲(少しズレ) ×(非中心)



【表-3】鹿児島県の合同庁舎（県土木事務所）の概要

No.	合同庁舎名	所在地	人口(人)	世帯数	面積km ²	市町村数	人口1位	集中度	世帯1位	集中度	面積1位	集中度	中心性(N-S)	中心性(W-E)
1	鹿児島合同庁舎	鹿児島市	564,636	223,802	376.36	3	○	97.12%	○	97.53%	○	76.90%	△	○
2	伊集院合同庁舎	伊集院町	118,146	41,806	646.83	8	×	(2/8) 19.71%	×	(2/8) 18.36%	×	(5/9) 10.23%	○	△(南側)
3	指宿合同庁舎	指宿市	78,336	26,844	329.34	5	○	38.99%	○	41.12%	×	(2/5) 24.43%	△(南側)	×
4	加世田合同庁舎	加世田市	84,377	36,580	633.76	7	×	(2/7) 28.92%	×	(2/7) 24.86%	×	(3/7) 17.64%	△(北側)	○
5	川内合同庁舎	川内市	87,303	33,080	409.75	3	○	83.76%	○	83.58%	○	64.78%	△	○
6	宮之城合同庁舎	宮之城町	38,487	14,570	488.37	5	○	45.85%	○	45.81%	○	31.84%	△	△(西側)
7	出水合同庁舎	出水市	98,859	36,340	678.84	6	○	40.26%	○	41.23%	○	39.49%	△	△
8	大口合同庁舎	大口市	34,816	13,782	302.72	2	○	70.60%	○	70.64%	○	74.30%	△(南側)	○
9	加治木合同庁舎	加治木町	168,686	71,132	786.32	9	×	(4/9) 12.67%	×	(4/9) 12.16%	×	(9/9) 6.73%	○	△
10	栗野合同庁舎	栗野町	23,684	8,437	374.81	3	×	(2/3) 36.44%	×	(2/3) 36.05%	×	(2/3) 32.76%	○	△(西側)
11	大隅合同庁舎	大隅町	183,881	49,881	889.81	8	×	(8/8) 13.70%	×	(4/8) 13.96%	○	16.74%	○	○
12	薩摩合同庁舎	薩摩市	172,181	87,432	1,233.8	11	○	48.12%	○	45.88%	○	19.00%	△	○

※注、大根占土木事務所は鹿児島土木事務所の出張所であるため、鹿児島合同庁舎は大根占土木事務所を含めた鹿児島土木事務所の所轄範囲とする。
 ○…ほぼ中心 △…大まかで中心 ▲…少しのズレ ×…非中心
 ※平成8年10月1日現在

【図-2】鹿児島県の土木事務所の所轄範囲

心には国東半島の両子岳があるため、地理的要因から中心からずれているものと思われる。

鹿児島県には合同庁舎自体の所轄範囲というものはなく、入居している組織・部署により異なるため、便宜上全ての合同庁舎に入居している土木事務所の所轄をその範囲とする。

【図-2】【表-3】に示す鹿児島県は、ほぼ市郡単位で12の所轄範囲に分けられ、人口規模が56万人で最大の鹿児島合同庁舎から人口規模2万3千人余りの栗野合同庁舎とその規模は様々で構成されている。

各合同庁舎の庁舎の所在地について見ていくと、所轄範囲内で人口や面積が最大の市町村に庁舎が所在しているところが多いが、人口の集中度も40%を切り最大でないところもある。伊集院合同庁舎、加治木合同庁舎は人口、世帯数、面積がともに集中度が20%以下であるが、所轄範囲の位置について見ると、ほぼ中心の市町村であり、その地域の行政サービスの利便性やバランスを考慮して、設定されたものだと見える。栗野地域は本来始良郡に属すが、地理的に場所が霧島山系であり、始良地域が広範囲にわたるため、加治木合同庁とは別に設置されているものと思われる。

5-2. まとめ

大分県、鹿児島県ともに所轄範囲は市郡単位で分けられている。しかし、局舎・庁舎の所在地は、大分県では所轄範囲の所轄範囲の人口規模の大きな市町村、鹿児島県では、多くの合同庁舎が所轄範囲の中で位置が中心の市町村とその違いが見られた。

6. 出先行政機関と施設・サービス項目について

出先行政機関には複数の施設・サービス供給の組織が入居し、その入居組織や所轄する範囲はそれぞれ異なり、いくつかの圏域をまたぎ所轄するものもある。それらの特徴は、地域サービスの核としての出先行政機関の位置づけや地域の結びつきなど特性を捉える指標となる。本章では、地方振興局、合同庁舎の所轄範囲と各サービス圏域の関係について分析し、それらの基礎特性を明らかにする。（【表-4】【表-5】【表-6】参照）

【表-4】出先行政機関とサービス圏域（記号表）

所轄範囲	圏域一致	圏域組合せ	圏域不一致
総合庁舎	○	△	-
入居機関	○	△	-
独立機関	●	▲	×

●…所轄範囲分割
 △・▲をプロットする

【表-5】大分県の出先行政機関と施設・サービス項目

No.	振興局	県の機関											国の機関				市町村の機関											
		地方振興局	相談所	中小企業労働	農業改良普及	土木事務所	耕地事務所	農林事務所	食肉衛生検査	保健所	税務事務所	福祉事務所	教育事務所	家畜衛生保健	児童相談所	病虫防除所	警察署	警察署	社会保険事務	公共職業安定	税務署	簡易裁判所	地方家庭裁判	消防署(本)	ゴミ焼却施設	し尿処理施設		
1	大分地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	臼杵地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	佐伯南郷地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	竹田直入地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	大野地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	東国東地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	別件遠見地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	玖珠九重地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	日田地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	西高地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	宇佐両院地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	中津下毛地方振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【表-6】 鹿児島県の出先行政機関と施設・サービス項目

No.	合同庁舎	県の機関												国の機関					市町村の機関							
		土木事務所	保健所	教育事務所	農林事務所	耕地事務所	福祉事務所	県税事務所	中小企業労働	家畜衛生保健	畜産指導所	病害虫防除所	児童相談所	農業改良普及	警察署	社会保険事務所	公共職業安定	税務署	国土院	地方家庭裁判所	法務局	消防署(本)	ゴミ焼却施設	し尿処理施設	火葬場	
1	鹿児島合同庁舎	○	▲*	●*	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×
2	伊集院合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	指宿合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	加世田合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	川内合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	宮之城合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	出水合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	大隅合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	栗野合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	加治木合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	大隅合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	鹿屋合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開設数	13	12	10	9	9	7	6	6	6	4	1	1	21	22	4	11	9	5	6	5	17	23	20	22	

6-1. 大分県の出先行政機関と施設・サービス項目

大分県の県の機関は、調査した16のうちほぼ半分のサービス圏域が地方振興局の所轄範囲と一致し、残りのサービス項目も所轄範囲の組合せや分割して設定されているものが多い。このことから県の機関は地方振興局の所轄範囲をサービス圏域として設置せざるを得ず、地方振興局を地域の行政サービスの核として位置づけられていることがわかる。また、所轄範囲の組合せで構成しているサービス機関の所在地は、一定の局に集中することなく、行政事務、教育、農業系と各分野がそれぞれ適所にバランスよく行政サービスを分担しているといえる。

国の機関は、サービス圏域が各機関ごとに独自に設定され、県のような一定の基準圏域が見られず、県の機関と比較しても異なる組合せを形成している。

市町村の機関は、そのサービス内容から比較的狭い範囲で地域に密着しサービスを提供している。自治体が単独であったり、複数が集まって一部事務組合を構成し運営しているが、その基準となる圏域は地方振興局の所轄範囲を分割して構成していて、局の範囲をこえないものがほとんどである。

このように大分県では、県・市町村の機関が地方振興局の所轄範囲を積極的に活用しており、この範囲つまり市郡単位を基本とした広域市町村圏を軸に地域行政サービスの供給が行われている。

6-2. 鹿児島県の出先行政機関と施設・サービス項目

鹿児島県の県の機関は、合同庁舎としての所轄範囲がないため、各項目別のサービス圏域の設定がされている。合同庁舎によっては、宮之城や栗野のように14項目のうち2つしか入居してなく、規模の小さなものや、逆に鹿児島や加世田、川内、加治木、大隅、鹿屋など半数以上の項目の機関が入居しており、これらの合同庁舎は、その地域の行政サービスの核として位置づけられ、県全体で見た場合でも地域の中核となる都市である。また、農業系の機関は立地条件やサービス内容から

県の組織でありながら、別の施設で運営を行っている。

国の機関は、公共職業安定所や税務署のサービス圏域が合同庁舎の所轄範囲とほぼ一致するが、ほぼ半分の項目は、一致せず範囲を越え圏域を形成している。特に金峰町、入来町、吉田町の扱いについて所轄範囲の違いが見られる。このことは、歴史的に小規模な郡を形成していたなど、特殊な行政区域の変遷をたどった3町について、県と国の設定の視点の相違にあるものと思われる。

市町村の機関は、合同庁舎の所轄範囲（分割するものを含め）と一致するものがほぼ半分である。残りの半数は、所轄範囲や市郡単位の枠を越え、施設の立地条件や運営効率、さらには歴史的なつながりをもとに一部事務組合を構成し、広域的に処理している。また、ゴミ焼却施設で霧島町は、県境を越え宮崎県の自治体と一部事務組合を構成しているものも見られた。

このように鹿児島県では、県、国、市町村がそれぞれ独自の圏域設定をしており、県の機関においては、いくつかの合同庁舎に複数の機関が入居して地域の核として位置づけられていることが明らかとなった。

7. まとめ

結果、大分県と鹿児島県について、国・市町村・民間など施設・サービスの運営主体による圏域の設定基準の違いや、出先行政機関の基礎特性が明らかとなった。

大分県は行政サービスを各市郡に設置された地方振興局（所轄範囲）を中心として、広域的に均等なサービスを提供している。それに対し、鹿児島県は各市郡に合同庁舎を設置するが、その範囲の人口など規模に応じて、庁舎の規模・入居機関が異なり、規模の大きな庁舎を県の中核となるいくつかの都市に分散して配置している。

これら基礎特性は、今後予測される自治体の地域サービスの広域的な利用や運用のための知見となるだろう。

※本研究は、科学研究費基盤研究(C)(2)課題番号10650610(研究代表者：友清貴和)の助成を受けたものである。